

## 資料編

---

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)〔抜粋〕  
日本政策投資銀行中期政策方針(第2期)  
中期政策方針(平成11年度～13年度)記載事項に係る  
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告)〔抜粋〕  
中期政策方針(平成14年度～16年度)の実施状況に係る  
検討について(平成15年度経過報告)〔抜粋〕  
運営評議員会の開催実績概要  
平成15年度政策金融評価報告書の概要  
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)  
投融資制度について  
日本政策投資銀行 環境方針  
役員  
組織図  
沿革  
本支店事務所等所在地  
本支店事務所等照会先

**第1条(目的)**

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

**第4条(資本金)**

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

**第8条(役員)**

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

**第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)**

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**第20条(業務の範囲)**

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。
  - イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
  - ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
  - ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))
  - 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。
  - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。))は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

#### 第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

#### 第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。
- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第23条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

#### 第24条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

- 2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

#### 第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

**第41条(利益金の処分及び国庫納付金)**

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

**第42条(資金の借入れ等)**

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

**第43条(日本政策投資銀行債券の発行)**

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

**参 考 ( 役員の給与および退職手当の支給に関する基準)****1. 社会一般の情勢への適合**

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

**2. 役員の給与等の区分**

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

**3. 役員給与****(1) 報酬**

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

**(2) 特別調整手当**

特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

**(3) 特別手当**

特別手当は、1月より6月までの分を6月に7月より12月までの分を12月に支給する。

**(4) 通勤手当**

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

**4. 役員退職手当**

退職手当は、当該役員の在職月数1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

**5. 就退任に伴う給与等の計算**

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

**6. その他**

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

**付則**

この基準は、平成16年1月1日から実施する。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

**1. 報酬月額(単位：千円)**

総裁	1,301
副総裁	1,187
理事	999
監事	824

**2. 特別手当の支給率**

支給率3.30ヶ月/年

特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 × 0.25) + (報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2] × 支給率

平成14年3月29日

平成14年度から平成16年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

**・日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方**

1. 我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築を求められており、政策金融は常にその時々に変化する時代のニーズを的確に捉え、機動的に対応することが必要とされている。こうした中、日本政策投資銀行は、新産業の育成、事業再生等による産業の活性化、環境保全、雇用機会の創出等を図り、日本経済の構造改革、循環型経済社会の構築、安定的な社会基盤の形成等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

**・日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項**

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

**1. 経済活力創造**

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、特に事業再構築・再生支援等の円滑な促進、新技術開発、新規事業の育成等を図ることとする。

**2. 豊かな生活創造**

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワーク整備の推進等のため、リサイクルの促進、バリアフリー化、安全で暮らしやすい社会の実現、人・物・情報の円滑な交流等を図ることとする。

**3. 自立型地域創造**

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

## ・業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

### 1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用する。金利体系については、市場金利との調和に一層配慮したものに直視することとする。なお、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、融資比率の引下げに努めることとする。

### 2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

### 3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、財投機関債の発行による資金調達が多様化への対応、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、財務の健全性の確保に十分努めることとする。

### 4. ディスクロージャーの充実

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等により、ディスクロージャーの一層の充実に取り組むこととする。

また、情報公開法に適切に対応するための体制の整備を行うこととする。

### 5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させることとする。なお、政策評価の手法については、より実証的な手法の採用に努めることとする。

### 6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時(平成11年10月)に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

## 総括

平成11～13年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施され、特に、現下の厳しい経済環境下において、日本経済の活性化に向けた重要かつ意欲的な取り組みが行われているものと認められる。

また、ディスクロージャーへの取り組み、政策金融評価の実施などアカウンタビリティ確保のための努力は高く評価できる。

引き続き、財務の健全性保持等業務運営上の規律を遵守しつつ、対象分野の不断の見直しと政策効果の的確な把握に努めることによって業務の重点化・効率化を図り、同行の本旨である我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことが肝要である。

中期政策方針記載事項に則した検討結果は、以下のとおり。

### <日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項>

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、事業リスク、期間リスク等が高く、民間金融機関のみでは資金供給が基本的に困難な事業に対して、投融資を行っている。

中期政策方針においては、自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

上記に基づく代表的投融資分野としては、以下が挙げられる。

プロジェクトファイナンス、PFI手法の活用による社会資本整備

市街地再開発、街づくり等による都市再生や地域活性化

自然エネルギー開発、リサイクル促進等の環境対策

バリアフリー化、モーダルシフト等に対応した交通・物流ネットワーク整備

光ファイバーやCATV網の整備等情報通信ネットワーク整備

DIPファイナンス、企業再建ファンド等の事業再生

新技術開発、ベンチャー企業育成等

また、同中期政策方針においては、平成13年3月31日までを限り貸し渋り対策を推進すること、さらに阪神・淡路大震災の復旧・復興の推進に配慮することが、規定されている。

### 自立型地域創造分野

地域中核施設の整備、都市再生プロジェクトなどを推進するためには、長期安定的な資金を必要とすることから、引き続き同行の支援を要する分野であると認められる。取り組みに当たっては、地域の個性と特性を踏まえて対象事業の選別を図っていくことが必要である。また、高齢化社会の到来を迎え、バリアフリー化に配慮した社会資本整備を進めることが期待される。

具体的なプロジェクト推進に当たっては、財政制約の下、従来型の第3セクター手法に代わるものとして、プロジェクトファイナンス、PFIなどの活用に努めることが必要である。

### 豊かな生活創造分野

今後の持続的成長を図る上で環境問題は特に重要であり、循環型社会システムの構築、地球環境問題などにおける先導的な取り組みが期待される。こうした分野への取り組みに当たっては、重点的に取り組むべき分野のプライオリティを明確にすることが必要である。

交通・物流ネットワーク整備においても、このような環境問題あるいはバリアフリー化等への対応に配慮することが必要である。

また、情報通信など技術革新の著しい分野に関しては、的確な見直しをもった対応が重要であり、機動的なプログラムの見直しが必要である。



### 経済活力創造分野

新たな活力の源泉となる新産業の育成、新技術開発の促進など、政策金融による支援が期待される分野・事業が存在するが、ベンチャー企業の支援においては事業発展段階に応じた適切な与信手段を選択することが重要である。

当面する課題として、DIPファイナンス及び企業再建ファンド等事業再生分野で積極かつ柔軟な対応を行い、民間金融機関の取り組みを誘導する役割が期待される。その際、過剰供給力の温存とならぬよう、対象企業の選別には厳格に対応すべきである。

### 貸し渋り対策等

貸し渋り対策、阪神・淡路大震災対策については、機動的対応により所期の目的を達成したものと認められる。

### その他日本政策投資銀行に期待される取り組み

投融资機能に付随するナレッジ機能の発揮も重要であり、同行の公的、中立的立場を活かし、リスクの高い分野での事業化の推進、地域や産業の課題解決に向けた情報発信、ネットワーク機能の発揮などの取り組みが期待される。

また、個々の企業の環境対策向上に向けた取り組みの支援、同行自身における環境マネジメントシステムの構築などへの一層の注力が期待される。

## <業務に関する重要事項>

### 民間金融の補完・奨励

民間金融の補完・奨励に関しては、政策金融評価システムの導入により、個別案件のチェックが行われている。また、平成13年度より期間別、リスクに応じた金利設定も進められており、市場金利との調和に向けた取り組みが図られている。

### 業務の重点化・合理化等

投融资規模は、平成13年度計画では過去のピークの半分程度に縮小されており、政策緊要度に応じた対応となっている。

今後は、民業補完の一層の徹底の観点から、対象分野の不断の見直しに加え、債務保証機能の活用、貸付債権の流動化に向けた具体的取り組みが必要である。

### 財務の健全性の保持

信用リスク管理に関しては、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した資産自己査定を実施しており、財務内容は概ね健全な水準を確保している。

今後とも、民業補完を図りつつ、政策的に必要な高リスク事業への対応を行う上で、引き続き適切なリスク管理に努めていくことが必要である。

### ディスクロージャーの充実

平成13年3月期決算では、外部監査法人の監査を受けて他の政府系金融機関に先駆けて民間基準での財務諸表を作成、公表するなど、新たな取り組みが進められている。

### 業務の円滑な引継ぎ等

地域プロジェクトの支援、環境事業団等融資業務の継承等、円滑な引継ぎが行われたものと認められる。

・検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成14年度～16年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第2期中期政策方針(現行)が終了する平成16年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施期間が2年を経過したことから、平成15年5月に取りまとめた14年度の経過報告に続き、今般15年度の経過報告を取りまとめるものである。

・これまでの開催状況の概要

平成15年4月から平成16年3月までの間に、4回の運営評議員会を開催した。議題の内容は以下のとおりである。  
略(125ページ参照)

・中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1) 経済活力創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、対日投資促進業務等に関して説明を受けた。

意見等

本来であれば競争力の強化のため、海外企業との事業統合・再編を進めていくべき業界においても、実際には我が国の経営者の意識が低く、なかなか統合・再編が進んでいない。従って、対日投資促進の活動を行う際には、海外で広報活動などを行うのみならず、国内の経営者の意識を高める活動も行っていく必要がある。

対日投資の促進のため、同行による低コスト資金を活用することについては、我が国の企業の競合相手である外資企業に、財政を活用した同行の資金を提供する面もあることから、十分に配慮した取組みを行う必要がある。

M&A支援業務については、大企業から分離される事業のみならず、後継者難の企業なども対象としていくことが望ましい。

(2) 豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、環境問題への取組み等に関して説明を受けた。

意見等

省エネルギー対策について、産業部門では進捗がみられるが、オフィスビル、病院、学校などといった民生部門については、まだ対応が遅れている。資金回収に長期を要する等の理由からまだ市場が拡大していないものの、民生部門の省エネを進める上で有力な手段であるESCO(Energy Service Company)事業に対する同行の支援を期待する。

NOx・PM規制の強化により、トラック運送業者は低公害車への乗り換え等への対応が迫られているが、国の助成や民間金融機関からの融資のみでは対応が難しいことから、同行の支援を期待する。

土壤汚染の浄化については、行政サイドで運用にばらつきがあり、現場での混乱を招いていることから、同行がこの分野でのノウハウを積み重ねた上で、運用ルールの整備に向けた関係各所への働きかけを行うことを期待する。

16年度より導入される環境スコアリングを活用した融資は、画期的な取組みである。今後同行が、スコアリング項目の公表や、企業へのスコアリング結果のフィードバックに取り組むことを期待する。

環境スコアリングを活用した融資は、スコアリング結果の良好な、環境に関心のある主体が行う環境投資を支援するものであるが、むしろ環境配慮への取組みが遅れている主体に対して、環境配慮を促すようなインセンティブを与えていく必要がある。

(3) 自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、地域再生に向けた取組みや、PFIへの取組み等に関して説明を受けた。

意見等

地域振興に取り組む際には、地銀とリレーションシップ・バンキング機能の強化を進めることに加え、地域企業等の地域振興の担い手と密接な関係を築き、地域振興そのものの中に入りこむという姿勢で臨む必要がある。

地域再生や都市再生を進めていく上で、社会的な便益を大きくするには、単体の事業を別々に進めるのではなく、周辺も含めた一体的な事業として進める必要がある。従って、同行が再生を支援する場合にも、周辺と一体での再生を誘引するような工夫をしていく必要がある。

喫緊の課題として「地域再生」が取り上げられているが、今後も、再生のみならず、「自立型の地域創造」という概念を意識した取組みが必要である。

構造改革特区制度を活用し、それぞれの地域が自発的な取組みを開始しているが、同行からも、特区内の事業やインフラ整備などといった取組みを支援していくことを期待する。

PFIIは、イギリスで成功を収めた手法であるが、日本で導入していくに当たっては、イギリスの手法をそのまま取り入れるのではなく、我が国に適した新しい手法も加味した日本式のPFIIというものを追求していくことが必要である。

PFIIは、民間活力の活用を主眼に置いた制度であることに鑑みれば、同行のPFII支援についても、単なる施設の整備ではなく、運営面で民間の創意工夫の活用できる事業を対象としていくことを期待する。

#### （4）各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

##### 運営評議員会の検討状況

15年度は、対日投資促進、環境問題、地域再生、PFII等の分野におけるナレッジ機能の発揮に関し、説明を受けた。

##### 意見等

情報発信活動の一つとして、地域の地道な取組みの紹介を行っているという点は、評価できるものであり、今後もこうした取組みへの注力を期待する。

これまで同行が積み上げてきたリスク分担に関するノウハウを、全国の自治体等に提供することで、地域の活性化につなげていくことを期待する。

全国各地に有する10数ヶ所の支店等を十分に活用した上で、地域振興のためのナレッジ機能を発揮していく必要がある。同行は、資金供給を行うという金融面の役割に加え、事業計画の策定への関与などナレッジ面の役割も担っているが、後者の役割をどの程度担っていくかについては、個々の案件の性格や事業者の要望に応じて適切に対応していくことが必要である。

#### 2. 業務に関する重要事項

##### 運営評議員会の検討状況

これまでに、平成16年度投融资計画、平成15年度政策金融評価結果、平成14年度及び平成15年度上半期決算、情報公開法施行への対応状況に関する説明を受けた。

##### 意見等

##### （民業補完の徹底）

一般の民間金融機関ではリスクが大きく、手に負えないが、国としてどうしても必要な大きいプロジェクトについて、同行がリーダーシップを発揮して取り組む必要がある。

「民業でできるところは民業で」という民業補完原則の下で、なお、融資残高の削減や投融资予算額の圧縮を進めていく必要がある。

同行の役割は、旧開銀・北東公庫時代から変化した部分もある一方、都市再生、地方再生、あるいは環境等の分野において、回収期間が長期にわたったり、採算面で厳しい案件が存在することから、同行の政策金融、民業補完といった機能は引き続き必要である。

投融资計画に定められた投融资資金枠を使い果たした場合でも、同行の資金が社会的に必要とされる事態が発生すれば、調達などの部分で何らかの措置を講じ、新たな資金供給を行うなど、計画の弾力的な運用がなされることを期待する。

##### （財務の健全性の保持）

金融機関である以上、政策効果をあげると同時に、投融资の回収も確実に行うことが重要である。

市場からの調達にシフトしていくという基本的な路線の下、財投機関債による調達は少しでも増やしていく努力が必要である。

同行がリスクテイク、新しい手法の融資に積極的に取り組んでいる点は非常に評価できるが、それだけに、リスクの評価・管理のレベルアップに一層取り組む必要がある。

債券調達へのシフトという調達構造の変化が進むことで、平均的な調達期間の短縮が予想されるが、そうした調達構造の下であっても、引き続き社会的に必要とされる長期資金の供給が維持される必要がある。

##### （ディスクロージャーの充実）

これからの成長分野であり、同行に重点的な取組みを期待する環境分野において、新たに環境報告書の作成という取組みを行ったことは高く評価できる。

##### （政策金融評価の実施と事業見直しへの反映）

政策金融評価の仕組みを構築し、政策効果の測定をプロジェクト毎に分析した上で全体の状況を把握している点については、高く評価できる。その上で、「民間でできることは、民間に委ねる」という民業補完原則を踏まえ、「当該プロジェクトを民のみで行うことができるかどうか」という観点からの評価も加えることを期待する。

同行は、成果に不満な点の残る案件を、皆無にするという姿勢で業務に取り組むのではなく、ある程度リスクがあり、成果に不満な点が出る可能性のある案件にも挑戦していく姿勢を持つことが重要である。

政策評価についても、一般的に行われる評価・管理と同様、リスク量を想定した上で予め目標を立て、その目標に結果を限りなく近づけていくというプロセスを導入する必要がある。

以上

## 運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方</li> <li>・政策金融評価の考え方について</li> </ul>
第2回	平成12年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度投融資計画について</li> <li>・「経済活力創造」への取り組み - 経済構造改革・新技術開発 -</li> </ul>
第3回	平成12年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策</li> </ul>
第4回	平成12年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度決算概況</li> <li>・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み</li> </ul>
第5回	平成12年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度概算要求について</li> <li>・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～</li> </ul>
第6回	平成13年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度投融資計画について</li> <li>・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み</li> <li>・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)</li> </ul>
第7回	平成13年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について</li> </ul>
第8回	平成13年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度決算概況</li> <li>・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み</li> </ul>
第9回	平成13年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度概算要求</li> <li>・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて</li> </ul>
第10回	平成13年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度補正予算における対応について</li> <li>・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について</li> <li>・政策銀行の社会環境問題への取り組み</li> </ul>
第11回	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期中期政策方針について</li> <li>・今後の運営評議員会の進め方について</li> <li>・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について</li> </ul>
第12回	平成14年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度決算について</li> <li>・ALM・リスク管理について</li> <li>・資産査定とリスク管理債権等について</li> </ul>
第13回	平成14年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度概算要求について</li> <li>・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について</li> <li>・「都市再生」への取り組みについて</li> </ul>
第14回	平成15年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度投融資計画について</li> <li>・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き</li> <li>・事業再生への取り組みについて</li> </ul>
第15回	平成15年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開法施行への対応状況</li> <li>・環境問題への取り組みについて</li> </ul>
第16回	平成15年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度決算について</li> <li>・平成16年度概算要求について</li> <li>・対日投資促進業務への取り組みについて</li> </ul>
第17回	平成15年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度政策金融評価報告について</li> <li>・PFIへの取組み状況について</li> </ul>
第18回	平成16年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度投融資計画について</li> <li>・平成15年度上半期決算について</li> <li>・地域再生に向けた取り組みについて</li> </ul>

## 平成15年度政策金融評価報告書の概要

## 1. 報告書の位置づけ

日本政策投資銀行(以下、政策銀行)は、平成12年度より政策金融評価の仕組みを全行的に導入し、13年度には政府系金融機関としてはじめて、「平成13年度政策金融評価報告書」を取りまとめて、運営評議員会(日本政策投資銀行法に基づき設置された外部評価機関)に報告するとともに、公表を行った。運営評議員会は、政策銀行の中期の政策上の目標を盛り込んだ「第1期中期政策方針(11~13年度)の最終年度にあたることから、機関の内部評価結果である同報告書の内容も踏まえつつ、政策銀行の業務の実施状況に対する運営評議員会としての外部評価結果を取りまとめ、主務大臣への報告、公表を行った。運営評議員会報告書は、主務大臣の作成する第2期中期政策方針(14~16年度)に反映され、その中には、業務に関する重要事項として、政策金融評価への取り組みが明記された。

政策金融評価報告書は、以後内部評価報告書として毎年度作成され、運営評議員会に報告、公表されており、以下に平成15年度版の概要を紹介する。

## 2. 報告書の概要

## (1) 個別案件事前評価の集計結果

- ・ 個々の投融資案件について、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす有効性・成果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、政策銀行の投融資が果たした役割)を評価。14年度投融資案件に係る投融資時の評価(事前評価)を集計した結果を報告。

	14年度	総額	備考
件数	741件	-	工事が複数年度にまたがる対象事業も多いため、14年度分と総額を表示(、の数値は、総額ベースでの効果)。対象事業費は、投融資によりその推進を支援したプロジェクトの事業費。
投融資額	1兆1,565億円	3兆4,498億円	
対象事業費	3兆8,704億円	10兆2,654億円	

雇用・経済面での効果(対象事業による雇用機会の確保と経済活動の拡大)

対象事業による雇用機会確保 (参考)対象事業者の従業員数	7万4千人 29万人	対象事業実施後の数字。雇用機会確保は、対象事業単位での把握を原則とするが、DIPファイナンス、緊急時対応融資など、企業全体に関わる投融資案件については、全従業員を計上したケースもある。
対象事業による売上増 (参考)対象事業者の売上高	1兆1千億円 20兆円	

対象事業の政策性(例示)  
(構造改革・経済活力創造)

分野	主な政策効果
規制緩和・事業革新等	規制緩和がなされた分野での新規参入や設備投資の促進の一環として電気事業新規参入 発電出力規模増分:72万kW 司法プロセス等を通じた再建途上の企業へのDIPファイナンス、事業者が実施する事業の再構築を支援(9社) 雇用機会の確保:1.3万人(最大数)
対日アクセス促進 新規事業育成	外国・外資系企業の対内直接投資5社、投資総額87億円を推進 IT、メカトロなどベンチャー企業等(44社、総事業費119億円)の事業展開を推進

(自立型地域創造)

分野	主な政策効果
地域街づくり、地域社会資本	市街地再開発等による地域街づくりの推進 延床面積225万㎡増、霞ヶ関ビル15個分 防災性の向上:解消した非耐火建築物の面積7.2万㎡ 土地の合理的かつ健全な高度利用:容積率271% 678% 良好な都市環境の整備:公共施設・都市利便施設等14万㎡を創出(東京ドーム3個分) 地域冷暖房の導入による、都市におけるエネルギー供給の効率化、省エネ、環境負荷低減を推進(供給区域1,308ha増、東京ドーム280個分)
地域活力創造、 地域連携・地域自立支援	地域の活力を創造するプロジェクトや、地域特性、地域毎の発展の方向性等を活用・伸長するプロジェクトを推進 雇用機会の確保:1.2万人(うち過疎・産炭地等の条件不利地域:1.4千人) 売上拡大:1,862億円(うち過疎・産炭地等の条件不利地域:585億円)

(豊かな生活創造)

分野	主な政策効果
環境対策	温室効果ガスの排出抑制など環境負荷の観点から優れたエネルギー源である水力・風力発電(発電出力規模246万kW増)の開発を推進 古紙・廃プラ等のリサイクル事業(再資源化量17万t/年) 廃棄物処理施設の整備(廃棄物処理量7万t/年 増加)を推進
福祉・高齢化対策	建築物のバリアフリー化(対象延床面積9.5万㎡)を推進
交通ネットワーク	大都市圏、都市間交通において国民の生活基盤として重要な役割を果たす鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強を推進(対象事業を実施する鉄軌道事業者の輸送客数87億人/年、除去された踏切数184ヶ所)
情報通信ネットワーク	第一種電気通信事業用通信システム整備による光ファイバの敷設(対象工事延長3万5千km)、教育用電子計算機の導入(導入台数2万6千台)を推進

投融資の役割

- ・政策銀行は、社会的有用性の高いプロジェクトに対して良質な資金を供給することで、その事業性を高め、プロジェクトの円滑な実施を誘導・促進することを役割としている。
- ・ここでは、政策銀行の投融資が、プロジェクトを誘導・促進するうえで果たす金融面での役割を類型化し、把握を試みた(以下の%表示は741件に占める件数ベースの構成比。複数回答可)。

(金融市場の機能の補完)

- ・金融市場の制約により、事業者が必要とする資金を質的・量的に十分に確保できない場合、政策銀行がこれを供給することでプロジェクトの事業性を高めた。

期間補完	74%	投資回収に長期を要する事業への長期・固定資金の供給
安定資金性	33%	工期が長期にわたる事業等への安定的な資金供給
事業リスク補完	28%	リスクの高い事業への十分な資金供給
緊急時対応	4%	緊急時における十分な資金供給

(情報機能の活用)

- ・政策銀行が、中立・公平な立場から十分な審査や情報発信等を積極的に行うことで、プロジェクトの事業性を高めた。
- ・先進的金融手法を活用した案件の割合が増すなど、情報機能の発揮の重要性が増している。

信用補完	21%	審査機能の活用による事業者の信用力強化
先進的金融手法の活用	12%	プロジェクトファイナンス等の新しい事業手法・金融手法の活用
事業形成支援	4%	プロジェクトメイキングのノウハウを活かした知的支援
情報発信	2%	審査を通じた対応策やその他調査情報の発信

(2)個別案件事後評価の集計結果

- ・過去に個別案件事前評価を実施した投融資案件のうち、原則として平成14年度が完成後2年目に該当する案件を対象として、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす有効性・成果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、政策銀行の投融資が果たした役割)について当初見込んだ成果が得られたか否かを事後的に検証。3段階にて評定。

(単位: 件、億円)

	対象	備考
件数	681	対象とした案件は、現行の政策金融評価システムが導入された平成12年度以降に投融資を実行し、同年度内に対象事業が完成、すなわち平成14年度が完成後2年目に該当する案件である。ただし、完成後2年目を迎える前に完済となったアーリーDIP等は2年目を待たずに事後評価を実施した。
投融資額	10,386	
対象事業費	37,000	

## 雇用・売上高の事前・事後評価の比較分析

	予想(事前評価)	実績(事後評価)	備 考
対象事業による雇用機会確保	5万7,600人	5万8,900人	昨今の経済環境を反映し増収効果は予想を下回った。但し、一部大型案件の落ち込みが主因であって、多くの案件ではおおむね予想並みの実績となった。
対象事業による売上増	7,159億円	5,782億円	

## 投融資の政策目的実現への貢献の検証(例示)

分 野	主な政策効果
環境対策	<p>事後評価対象681件のうち、環境対策のプログラムに基づく政策効果を有する案件28件(投融資額2,200億円)、環境対策以外のプログラムを適用したが、環境効果を有する案件71件(投融資額3,100億円)の計99件(投融資額5,300億円)が環境対策に貢献していることを検証。</p> <p>事後評価対象案件の投融資により、リサイクル施設の設備を支援することで処理量が11万t/年増加したが、これは国内における廃棄物再資源化量の年間増加量(平成8年度から12年度までの増加の年平均)である135万t/年の8%に相当することを検証。</p> <p>事後評価対象案件の投融資により、天然ガス供給量を3.9億m<sup>3</sup>増加させることに貢献したが、わが国の天然ガス需要量の増加(平成10年度から13年度までの増加の年平均)である27.5億m<sup>3</sup>の14%に相当しており、クリーンエネルギーである天然ガスの地域への導入の促進を通じて、2010年までに天然ガス化を完了させるという政府目標に寄与したことを検証。</p>
規制緩和・事業革新等	<p>事後評価対象案件のうちDIPファイナンスにより、雇用機会の確保3万人を実現したが、これは平成13年度(失業者348万人)から14年度(失業者360万人)にかけての失業者の増加12万人を考慮すると、DIPファイナンスなかりせば、失業者として発生しえた3万人(最大数)を加味した15万人の失業者増加の2割を緩和する効果を発現したことを検証。</p>
福祉・高齢化対策	<p>事後評価対象案件の投融資により、床面積53万3千m<sup>2</sup>の建築物のバリアフリー化を促進したが、これは東京ドーム11個分の規模に相当することを検証。</p>

## 3段階評価の結果

(単位：件、%)

	合計							
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
プログラムに基づく政策効果	24	4	616	90	41	6	681	100
経済社会的効果	30	4	614	90	37	5	681	100
投融資の役割	31	5	619	91	31	5	681	100

尚、3段階評価の基準は次の通り。

- ：有効性・成果が非常に高い
- ：有効性・成果が満足できる
- ：有効性・成果に不満な点がある

## (3)プログラム評価(平成16年度より「投融資制度評価」に改称)

・個別案件評価から得られた情報等に基づき、投融資制度(プログラム)を評価。政策銀行のプログラム全てについて評価を行った結果を報告。

## プログラム評価の視点

・政策目的の妥当性(プログラムの前提となる政策目的が引き続き存在するか)、政策金融の必要性(引き続き政策金融による関与が必要か)、プログラムの有効性(当初想定された政策目的に基づき、プログラムが有効に機能しているか)の視点から評価を行い、企画立案(Plan)に反映すべき事項を明確化。

## プログラム評価結果

・細分化したプログラム(142事業)毎に評価結果を類型化した結果を集計。  
 ・政策目的の妥当性:17事業において政策目的が拡大、4事業で変化、1事業で達成済と認められる。

政策目的の妥当性	政策目的が 拡大	継続	変化	達成	合計
該当事業数	17	120	4	1	142

・政策金融の必要性:8事業において政策金融による関与の必要性が増大、4事業で減少、2事業では関与が不要となったものと認められる。

政策金融の必要性	政策金融による 関与の必要性が 増大	関与の必要性が 継続	関与の必要性が 減少	関与の必要性が 認められない	合計
該当事業数	8	128	4	2	142

・プログラムの有効性:20事業においてプログラムが有効には機能しておらず、13事業についても十分有効には機能していないものと認められる。

プログラムの 有効性	プログラムが有効に 機能	十分有効には機能して いない	有効に機能していない	合計
該当事業数	109	13	20	142

・企画立案への反映を検討すべき事項:政策目的の実現に向けてプログラムが有効に機能するよう、15事業で要件や運用の拡充、17事業で見直しの検討が必要。また、18事業については、プログラムの抜本的な見直しを検討すべき。

企画立案への反映 を検討すべき事項	プログラムの要件 や運用の拡充を 検討すべき	プログラムの継続 が適当	プログラムの要件 や運用の見直し を検討すべき	プログラムの抜 本的な見直しを 検討すべき	合計
該当事業数	15	92	17	18	142



#### (4)プロジェクト評価

- ・平成14年度に実施したプロジェクト評価4件( FAZ、M & A、リサイクル施設、風力発電施設 )の評価結果、評価から得られた知見を報告。  
プロジェクトの経済社会的効果
- ・M & A案件以外の各プロジェクトについて、費用便益分析手法を用いたプロジェクトのアウトカム把握に取り組んだ。
- ・費用便益分析がなじみにくいクロスボーダーM & A 案件については、統計データ、財務データ等を利用した定量的評価及び定性的評価を実施。  
評価の結論と政策銀行の役割
- ・各評価対象プロジェクトについては、経済社会的効果の観点から相応の効果を収めていると評価出来るが、プロジェクトの政策効果を引き続き発揮するために、各関係者の適切な取り組みが求められる事例も認められた。
- ・これらのプロジェクトの推進に際しては、政策銀行の投融資による事業リスク補完、信用補完、期間補完等を活用したほか、関係当事者間の利害調整及びプロジェクトファイナンス手法の活用を通じた事業形成支援やプロジェクトの経済効果の把握を通じた今後の取り組み指針提供等を行った。

(注)平成15年度政策金融評価報告書の全文は、当行ホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.dbj.go.jp/japanese/about/estimate.html>

平成16年3月31日  
日本政策投資銀行  
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成16年度(自平成16年4月1日  
至平成17年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

## 【第1】総則

### 1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

### 2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

### 3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

#### (1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

#### (3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

### 4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

#### (1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内<sup>注)</sup>とする。

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

## 5. 出資

### (1) 出資の対象事業

政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。

その他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。

政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。

民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。

当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

### (2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧【\*：出資対象項目(括弧内は対象事業の限定があるもの)】

大項目	中項目	小項目	細項目
構造改革・経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進
			産業活力再生支援
	知的基盤整備	対日アクセス促進	事業再生支援*
			特殊会社等民営化促進
		新技術開発	対日アクセス促進
			新技術開発*(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備)
	地域社会基盤整備	新産業創出・活性化	新産業創出・活性化*(新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業)
			地域街づくり
		地域社会基盤整備	市街地再開発・高度利用*(市街地再開発事業等、特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務用地処分活用促進事業)
			中心市街地活性化・豊かな住環境整備*(中心市街地活性化)
地域再生支援		地域社会資本	民間資金活用型社会資本整備*
		民活法特定施設関連*	
		港湾機能総合整備*(港湾機能の高度化に資する中核的施設整備)	
		地域交通基盤整備*(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進)	
		地域冷暖房*	
		地域ガス事業基盤整備	
	地域情報化*(CATV広域デジタル化事業)		
	地域産業集積活性化等*(大阪湾臨海地域中核的施設整備)		
地域経済振興	地域活力創造	地域振興施設整備	
		寒冷地産業活動活性化	
	地域連携・地域自立支援	地域産業振興・雇用開発	
		地域自立支援*	
	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	地域再生支援*
			循環型社会形成推進
		エネルギー・セキュリティ対策	地球環境対策・公害防止*(新エネルギー・自然エネルギー開発)
			環境配慮型企業活動支援
		防災対策	環境負荷低減型エネルギー供給
			エネルギー安定供給
福祉・高齢化対策		原子力開発	
		都市防災対策	
交通・物流ネットワーク	交通ネットワーク	福祉・高齢化対策	
		大都市圏・基幹交通整備*(鉄軌道整備促進)	
	物流ネットワーク	航空輸送体制整備	
		流通効率化・貿易物資安定供給*(物流近代化ターミナル)	
情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	生活関連物資安定供給対策等	
		情報通信網整備・利用高度化促進	
環境対策・生活基盤	情報通信ネットワーク	高度情報化促進*(電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレーション育成)	

(その他) 地域再生低利融資  
社会資本整備促進融資

## 投融資制度について

### 構造改革・経済活力創造

#### 経済構造改革

	項 目	政 策 目 的
規制緩和・ 事業革新等	規制緩和分野投資促進	規制緩和がなされた分野での新規参入や設備投資等を促進することにより、消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業活動の効率化等の規制緩和効果を増大させるとともに、喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業やセキュリティに対する支援、あるいは金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、ならびにリスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
	産業活力再生支援	事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用及び事業革新設備導入を支援することにより生産性を向上させ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するとともに、我が国経済の将来的な発展のために有益な素地を持つものの経営改革の遅れが認められる事業者に対し、抜本的な経営改革の早期実現を促すことにより再生への道筋をつけ、あわせて事業者側の新陳代謝の活発化による経済構造改革の加速化を図ることにより、経済社会の持続的な発展を図ることを目的とする。
	事業再生支援	司法プロセス、私的整理、共同事業再編、経営資源活用又は事業再構築を通じて、経済社会的に有用な事業・産業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
	特殊会社等民営化促進	特殊会社等の完全民営化を促進することにより企業活動の効率化等を通じ、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
対日アクセス促進	対日アクセス促進	外国企業及び外資系企業の対日直接投資を促進することにより、我が国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成等を図ることを目的とする。

#### 知的基盤整備

	項 目	政 策 目 的
新技術開発	新技術開発	民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が国の科学技術の進歩並びに、経済活力の維持向上を図ることを目的とする。
新産業創出・ 活性化	新産業創出・活性化	高度又は独自の技術・ノウハウを有するベンチャー企業や中堅企業等の行う事業ならびに知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を、資金調達への多様な支援方法も活用し、促進することにより、我が国新産業の創出・活性化を推進し、良質な雇用確保と経済活力の維持を図ることを目的とする。

**地域再生支援  
地域社会基盤整備**

	項 目	政 策 目 的
地域街づくり	市街地再開発・高度利用	都市環境上の課題を抱える区域における市街地再開発事業等の推進や、一定規模の空地を確保する等良好な市街地の形成に寄与する建築物及び公共施設・利便施設の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進により、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性の向上、大規模遊休地等の有効利用等を図ることを目的とする。
	中心市街地活性化・豊かな住環境整備	空洞化が深刻な中心市街地の活性化に資する事業(店舗、優良建築物、交通施設、宿泊施設の整備等)大規模ニュータウン等における住民利便施設の整備事業及び歴史的建造物の活用等による建築景観整備事業の促進並びに文化関連施設の整備の促進により、地域の振興及び秩序ある整備、質の高い都市・生活環境の整備を図ることを目的とする。
	民間資金活用型社会資本整備	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進を図ることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備・活用し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
	民活法特定施設関連	経済的環境の変化に対処して、民間事業者の能力を活用して経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進することにより、国民経済及び地域社会の健全な発展や国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。
	港湾機能総合整備	港湾において、物流機能を含む高度な業務関連諸機能、ウォーターフロントにおける質の高い文化及び交流機能等を提供することにより、国民生活の質の向上を図ることを目的とする。
地域社会資本	地域交通基盤整備	地域住民の日常生活を支える交通手段として重要な地方私鉄事業、バス事業に係る施設の整備並びに航空輸送の拠点となる地方空港施設等の整備を促進することにより、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保を図ること、又、駐車場等道路関連施設の整備を行うことにより、周辺地域の交通問題の解消、施設周辺地域の活性化若しくは道路利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。
	地域冷暖房	地域冷暖房施設を整備することにより、地域特性に合った高効率熱利用の促進、都市における熱エネルギー供給の効率化を通じて省エネルギー及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。
	地域ガス事業基盤整備	地域ガス事業におけるガス保安設備、安定供給基盤の整備、原料の天然ガス転換等により、生活インフラの安全性確保、環境負荷の低減等を図ることを目的とする。
	地域情報化	地域の情報化を推進することにより、地域経済の自立的発展を図ることを目的とする。

**地域経済振興**

	項 目	政 策 目 的
地域活力創造	地域産業集積活性化等	基盤的技術産業集積の活力の維持・発展、産業施設の立地・拡充・高度化、都市施設の整備により、当該地域における産業の振興・高度化、当該地域の開発促進および特定の地域における過度の集中の是正を図ることを目的とする。
	地域振興施設整備	良好な宿泊施設を整備することにより、地域経済の振興及び都市機能の向上を図ることを目的とする。
	寒冷地産業活動活性化	自然環境の厳しい寒冷地の気候に対応した特有技術の研究・開発、寒冷地の地域資源を活用した事業の創出、交流施設の整備及び積雪寒冷による各種障害を克服する冬期バリアフリー化等を促進することにより、寒冷地の産業活動の活性化を図ることを目的とする。
地域連携・ 地域自立支援	地域産業振興・雇用開発	自然的、社会的条件面で厳しい制約下におかれている地域等において、企業立地や国等の計画に基づく大規模基地関連施設の整備等を促進し、地域産業の振興を図るとともに、雇用機会の確保・増大を図ることを目的とする。
	地域自立支援	地域特性や地域毎に異なる発展の方向性を踏まえ、それを活用あるいは伸長する事業を実施することにより、地域経済の自立的かつ特色ある発展を図ることを目的とする。
	地域再生支援	地域の自然環境、地場産業・技術、伝統、観光資源等を活用し、各地域の基幹的な産業の再生・事業転換、地域経済活力の源泉となる都市基盤等の整備、新規産業の創出等、地域経済の活性化を図り、地域の雇用の創造を促進することを目的とする。

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項 目	政 策 目 的
環境対策	循環型社会形成推進	環境負荷の発生抑制及び使用済み製品の再使用・再資源化、廃棄物の適正な処理並びに既存ストックの有効活用に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成を目指すとともに、環境負荷の低減を図ることを目的とする。
	地域環境対策・公害防止	新エネルギー・自然エネルギーの開発、省エネルギー設備の導入、環境対策を講じた建築物の整備、京都メカニズムの活用並びに公害防止及びオゾン層保護対策に資する事業の推進により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全を図ることを目的とする。
	環境配慮型企業活動支援	ISO14001の取得・更新、化学物質の自主的な管理改善への積極的対応及びエコマーク製品・グリーン購入法特定調達物品等の普及を促進するほか、企業の環境に配慮した取組を支援することにより、環境保全を図るとともに、環境配慮型の産業基盤整備を図ることを目的とする。
エネルギー・セキュリティ対策	環境負荷低減型エネルギー供給	液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進により、CO <sub>2</sub> 排出抑制等を通じて、環境負荷低減型エネルギー供給構造を構築することを目的とする。
	エネルギー安定供給	我が国の自主的資源開発、石油の生産・流通・備蓄等の機能整備を促進することにより、一次エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
防災対策	原子力開発	原子力発電および核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティを確保しつつ、地球温暖化対策等環境保全を図ることを目的とする。
	都市防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図ることを目的とする。
福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策	高齢者・身体障害者が一般の社会生活に参加することを容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

交通・物流ネットワーク

	項 目	政 策 目 的
交通ネットワーク	大都市圏・基幹交通整備	大都市圏並びに都市間交通において国民の生活基盤として重要な役割を果たしている鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強等を推進することにより、快適かつ安全な鉄道輸送の確保、利用者利便性の向上、基幹交通網の整備を図ることを目的とする。
	航空輸送体制整備	我が国の基幹交通ネットワークの一つである航空輸送の拠点となる空港施設に関して、空港機能の確保、利用者の利便性向上、航空機の安全運航整備に資する事業を促進し、国民生活の向上・経済社会の発展を図ることを目的とする。
物流ネットワーク	流通効率化・貿易物資安定供給	物流拠点の確保、望ましい地点への立地推進及び物流機能の高度化等により、物流に係るサービスの向上、コストの削減、環境負荷の低減及び災害被災地支援機能の強化等を図ること、及び、我が国海外航海運事業の基盤整備を促進することにより、天然資源に乏しく周囲を海に囲まれた我が国の国民生活の維持発展に不可欠である貿易物資の安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
	生活関連物資安定供給対策等	効率的かつ高品位な流通システムの整備により、豊かで健全な国民生活を支える必需物資である食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を図ることを目的とする。

情報通信ネットワーク

	項 目	政 策 目 的
情報通信ネットワーク	情報通信網整備・利用高度化促進	高度かつ多様な情報通信インフラ整備と情報通信サービス提供を促進するとともに、放送のデジタル化等を推進することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成を図ることを目的とする。
	高度情報化促進	我が国の経済・社会活動において、信頼性・安全性に配慮された、高度な情報システムの開発・導入を促進すること等により、効率的で豊かな高度情報化社会の構築を図ることを目的とする。

### 社会資本整備促進

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用し、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な分野	主な対象施設
社会資本整備促進	民活法対象事業	物流高度化基盤施設、リサイクル関連施設など
	特定民間都市開発事業	多目的ホール、会議場など都市機能の増進に資する施設
	テレトピア事業	テレトピア指定地域におけるCATV施設など
	高度通信施設整備事業	加入者系光ファイバー網等の高度な電気通信施設
	民間資金活用型社会資本整備事業	PFI法に則って建設される公共施設等

この他にも中心市街地活性化事業、特定産業廃棄物処理施設整備事業、放送デジタル化推進事業などに対して無利子・低利融資を行っています。

### 出資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下の通りです。

- 新技術開発(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進 等)
- 中心市街地活性化・豊かな住環境整備(中心市街地活性化)
- 地域交通基盤整備(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道施設整備促進)
- 地球環境対策・公害防止(新エネルギー・自然エネルギー開発) など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業(ファンド等)に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 事業再生・産業再生ファンド
- 都市再生ファンド
- ベンチャーファンド など

### 債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取組(債務負担)を行っています。



私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画( UNEP )金融機関声明にも のつとり、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

#### 1 .投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。  
循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給  
個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善  
投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

#### 2 .環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。  
環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言  
我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開  
環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

#### 3 .オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。  
省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進  
グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進  
環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを導入するとともに、全役職員に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成14年7月5日  
日本政策投資銀行

総裁 小村 武



大川 澄人

小村 武

山口 公生

総 裁 小村 武

副総裁 山口 公生

理 事 一色 浩三

理 事 伊藤 博明

理 事 安藤 隆

理 事 及川 耕造

理 事 深谷 憲一

理 事 貝塚 啓明

監 事 星 弘行

副総裁 大川 澄人

理 事 乾 文男

理 事 荒木 幹夫

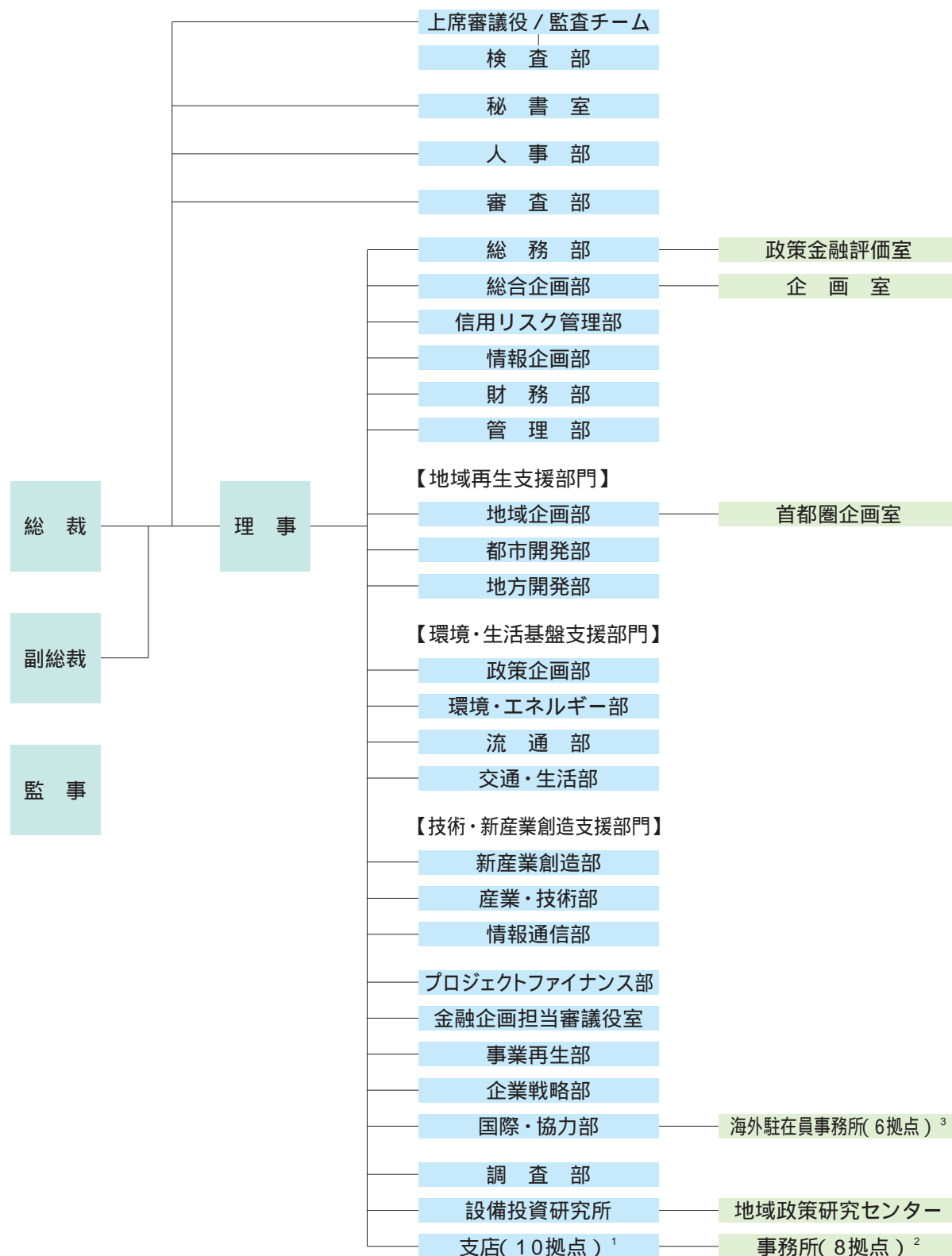
理 事 鹿島 文行

理 事 多賀 啓二

理 事 松原 文雄

理 事 北村 歳治

監 事 小林 茂

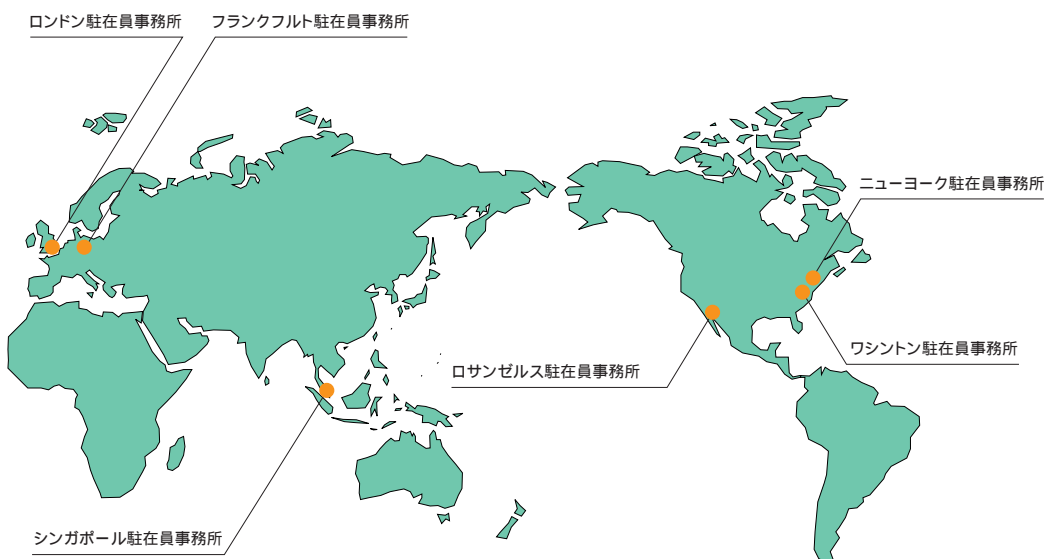
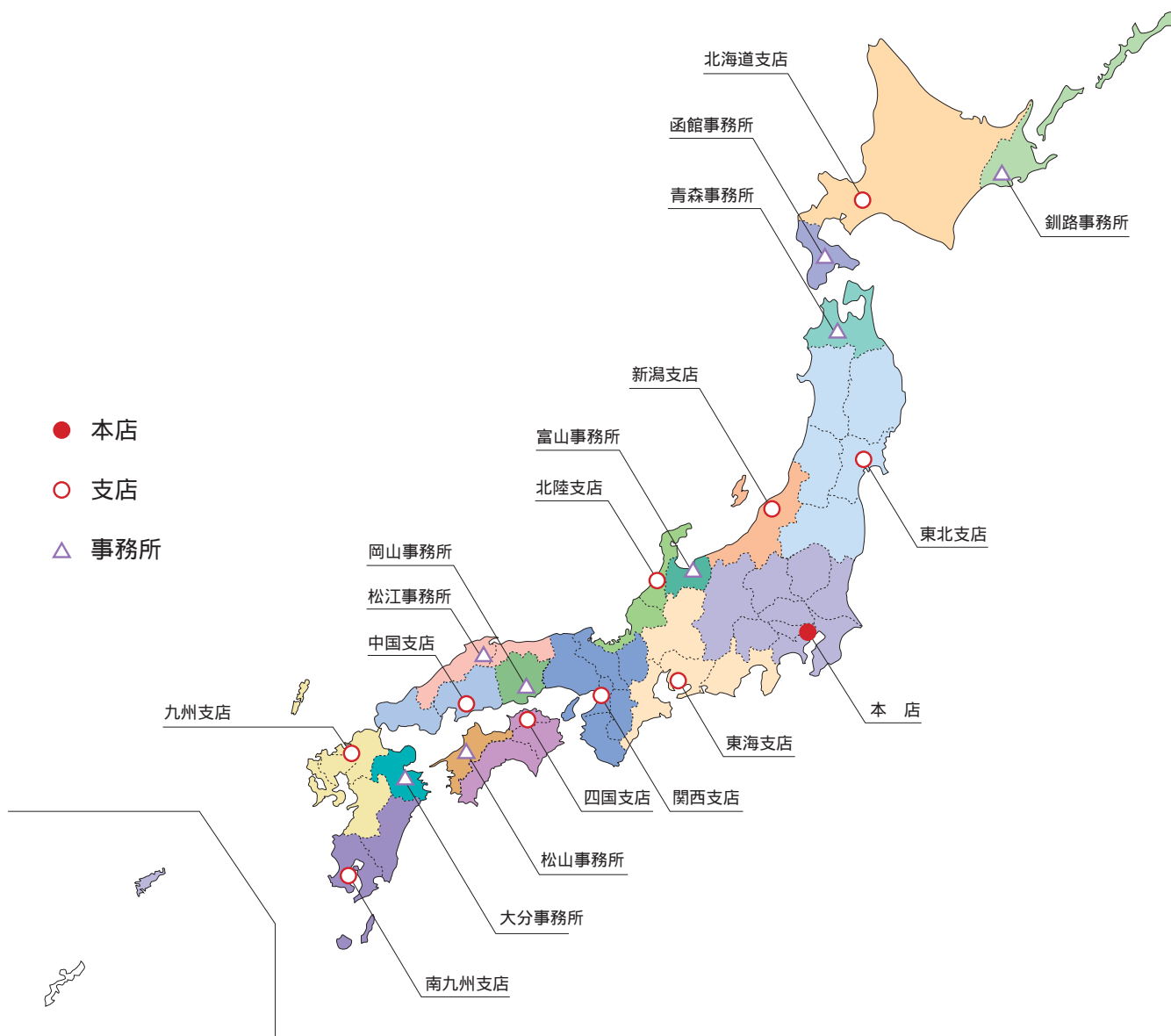


1支 店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

2事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

3海外駐在員事務所：ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

年	月	事項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2)大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1)譲渡方式事業の対象拡大 2)ユーロ円債の発行 3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成3年	10月	日本開発銀行、ロサンゼルス駐在員事務所を開設
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加 3)公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)



### 本店 東京

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目9番1号  
☎03-3244-1900(総務部)



### 北海道支店 札幌

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西4丁目1番地  
(日本生命札幌ビル)  
☎011-241-4111(代表)



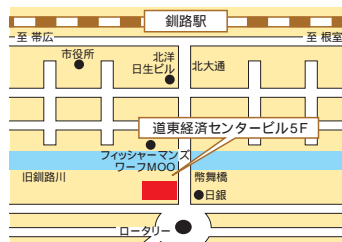
### 函館事務所 函館

〒040-0063  
函館市若松町14番10号  
(函館ツインタワー)  
☎0138-26-4511(代表)



### 釧路事務所 釧路

〒085-0847  
釧路市大町1丁目1番1号  
(道東経済センタービル)  
☎0154-42-3789(代表)



### 東北支店 仙台

〒980-0811  
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号  
(仙台長和ビル)  
☎022-227-8181(代表)



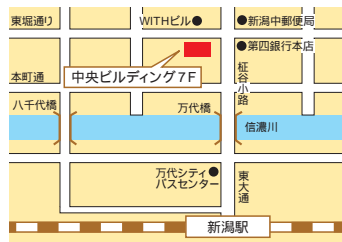
### 青森事務所 青森

〒030-0822  
青森市中央1丁目22番8号  
(青森第一生命ビル)  
☎017-773-0911(代表)



### 新潟支店 新潟

〒951-8066  
新潟市東堀前通六番町1058番地1  
(中央ビルディング)  
☎025-229-0711(代表)



### 北陸支店 金沢

〒920-0937  
金沢市丸の内4番12号  
(金沢中央ビル)  
☎076-221-3211(代表)



### 富山事務所 富山

〒930-0005  
富山市新校町6番24号  
(日本興亜富山ビル)  
☎076-442-4711(代表)



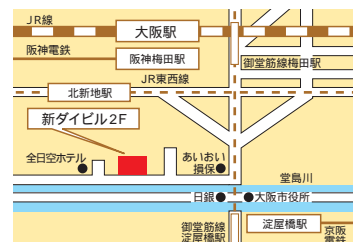
### 東海支店 名古屋

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号  
(キリックス丸の内ビル)  
☎052-231-7561(代表)



### 関西支店 大阪

〒530-0004  
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号  
(新ダイヤビル)  
☎06-6345-6531(代表)



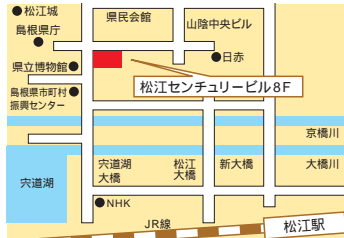
## 中国支店 広島

〒730-0036  
 広島市中区袋町5番25号  
 (広島袋町ビルディング)  
 ☎082-247-4311(代表)



## 松江事務所 松江

〒690-0887  
 松江市殿町111番地  
 (松江センチュリービル)  
 ☎0852-31-3211(代表)



## 岡山事務所 岡山

〒700-0821  
 岡山市中山下1丁目8番45号  
 (NTTクレド岡山ビル)  
 ☎086-227-4311(代表)



## 四国支店 高松

〒760-0050  
 高松市亀井町5番地の1  
 (百十四ビル)  
 ☎087-861-6677(代表)



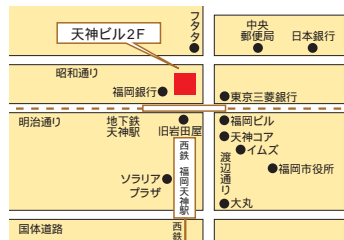
## 松山事務所 松山

〒790-0003  
 松山市三番町7丁目1番21号  
 (ジブラルタ生命松山ビル)  
 ☎089-921-8211(代表)



## 九州支店 福岡

〒810-0001  
 福岡市中央区天神2丁目12番1号  
 (天神ビル)  
 ☎092-741-7734(代表)



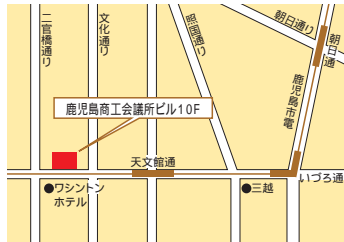
## 大分事務所 大分

〒870-0021  
 大分市府内町3丁目4番20号  
 (明治安田生命大分恒和ビル)  
 ☎097-535-1411(代表)



## 南九州支店 鹿児島

〒892-0842  
 鹿児島市東千石町1番38号  
 (鹿児島商工会議所ビル)  
 ☎099-226-2666(代表)



## 海外

**ワシントン駐在員事務所**  
 1101-17th Street, N.W., Suite 1001,  
 Washington, D.C. 20036, U.S.A.  
 ☎1-202-331-8696

**ニューヨーク駐在員事務所**  
 1251 Avenue of the Americas,  
 Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.  
 ☎1-212-221-0708

**ロサンゼルス駐在員事務所**  
 601 South Figueroa Street, Suite 2190,  
 Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.  
 ☎1-213-362-2980

**ロンドン駐在員事務所**  
 Level 12, City Tower,  
 40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE,  
 United Kingdom  
 ☎44-20-7638-6210

**フランクフルト駐在員事務所**  
 Frankfurter Buero Center,  
 Mainzer Landstrasse 46,  
 60325 Frankfurt am Main,  
 Federal Republic of Germany  
 ☎49-69-7191760

**シンガポール駐在員事務所**  
 36 Robinson Road, #07-04 City House,  
 Singapore 068877  
 ☎65-6221-1779

## 相談センター

東北		中国・四国	
盛岡市	019-624-5880	鳥取市	0857-26-0051
秋田市	018-866-7676	徳島市	088-635-2222
山形市	023-622-4666	高知市	088-871-6066
関東・甲信		九州	
水戸市	029-300-4601	長崎市	095-823-1256
宇都宮市	028-643-3531	熊本市	096-319-1775
長野市	026-266-7021	宮崎市	0985-22-1130
北陸・東海			
福井市	0776-36-5459		
静岡市	054-221-7255		
津市	059-246-8181		

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

## 相談室

旭川市	0166-26-9810	帯広市	0155-21-1236
苫小牧市	0144-33-5454	小樽市	0134-22-1177
北見市	0157-23-4111	室蘭市	0143-43-3255
八戸市	0178-43-5111	弘前市	0172-33-4111
横手市	0182-32-1170	米沢市	0238-21-5111
いわき市	0246-25-9151	郡山市	024-921-2621
会津若松市	0242-27-1212	長岡市	0258-32-4500
上越市	025-525-1185	柏崎市	0257-22-3161
新発田市	0254-22-2757		

平成16年7月  
 発行 日本政策投資銀行 総務部(本店)  
 URL: <http://www.dbj.go.jp/>



日本政策投資銀行  
Development Bank of Japan

DBJ

<http://www.dbj.go.jp/>

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。



この冊子はアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。